

## 參考資料

**参考資料 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成28年3月7日）  
配布資料（抜粋）**

**介護保険施設における身元保証人等の取扱いについて**

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）において、身元保証人等がいないと入院・入所を認めない施設が一部に存在するとの指摘がある。

この点において、介護保険施設に関する法令上は身元保証人等を求める規定はない。

また、各施設の基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入院・入所希望者に身元保証人等がいなことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。

介護保険施設に対する指導・監督権限を持つ都道府県等におかれては、管内の介護保険施設が、身元保証人等がいなことのみに理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱いを行うことのないよう、適切に指導・監督を行っていただきたい。